

各位

【プロゼミコース】

ファルクラム 第42回 プロゼミ



免税事業者における課税売上高 -最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決-

今回の知的バトル対決ディベート合戦の素材では、免税事業者における課税売上高が争われた事例として最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決（民集59巻2号245頁）を題材にいたします。6月のプロゼミではディベート対決を行います。消費税法9条《小規模事業者に係る納税義務の免除》2項は「基準期間における課税売上高」の算定を定めていますが、その算定の基礎となる「課税資産の譲渡等の対価の額」については、「課されるべき消費税に相当する額」を含まないものとされています（消法28①）。免税事業者に焦点を当てた場合、ここにいう「課されるべき」とはどのような意味を持つのでしょうか。争点整理を通じて検討を加えましょう。

◆日時：令和元年6月15日（土）16:20～18:00

◆会場：都内会場を予定

（会場の詳細については事務局までお問い合わせください。
事務局 TEL：042-806-9843 e-mail：jimu@ful-crum.info）

◆講師：酒井 克彦 ファルクラム代表理事
（中央大学商学部教授）

★本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です（なお、必ずしも認定を保证するものではないことをご了承ください。）。

【内容】

●免税事業者における課税売上高の意義が争われた事例
-最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決（民集59巻2号245頁）-

上記事例を素材に討論・ディベート対決を行います。

【次回のご案内】第43回プロゼミ

◆日時：令和元年7月13日（土）予定

◆会場：都内会場を予定

◆テーマ：未定

★プロゼミ会員募集中★

【プロゼミコースとは】

◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制のゼミコースです。

◆具体的には、毎回1つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。

◆受講料：年会費18万円（月額1万5,000円）

※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は、開催月のみ2万5,000円（非開催月は1万5,000円）

【会員特典】

◆プロゼミ研究会の無料参加（年間8回開催（2・3・5・8月は非開催月））

◆公開セミナーの無料参加

◆毎月1回の学習用講義DVD（酒井克彦教授のオリジナル講義DVD。40～60分程度）

◆プロゼミ研究会欠席時のDVD無料送付



FAX 参加申込書

FAX 番号:042-806-9844

プロゼミ受講者(1)ご芳名	プロゼミ受講者(2)ご芳名
事務所名	Mail address(既会員は省略可)
ご住所(既会員は省略可)	
TEL(既会員は省略可)	FAX(既会員は省略可)

◆主催：一般社団法人ファルクラム（詳細はHPをご覧ください <http://fulcrumtax.net/>）
〒185-0033 国分寺市内藤1-25-1 B号 TEL042-806-9843（9～17時）土日祝除く
お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム（E-mail：jimu@ful-crum.info）